

京都市告示第 569号

岩倉具視幽棲旧宅の指定管理者である植彌加藤造園株式会社から、京都市無鄰菴等条例第4条ただし書の規定に基づき、岩倉具視幽棲旧宅の臨時開館及び臨時閉館について次のとおり申請があったため、これを承認します。

令和5年1月5日

京都市長 門川 大作

1 臨時に開館する日

令和5年5月4日（木）午前9時～午後5時

2 臨時に閉館する日

令和5年5月8日（月）午前9時～午後5時

3 開館及び閉館の理由

令和5年5月4日（木）が祝日であるという機会をとらえ、できるだけ多くの人に施設を見学してもらうため、臨時開館とする。

また、臨時開館に係る代休日として、令和5年5月8日（月）を臨時閉館とする。

（文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課）